

聖監告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、財務監査を行った結果は次のとおりであるので、同条第 9 項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 11 月 6 日

聖籠町監査委員 小林 勝治
聖籠町監査委員 中村恵美子

財務監査（備品監査）結果報告書

- 1 基準に準拠している旨
聖籠町監査基準に準拠して監査を実施
- 2 監査の種類
地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく財務監査（備品監査）
- 3 監査の対象
聖海荘（長寿支援課）
海のにぎわい館（産業観光課）
- 4 監査期日
令和 7 年 10 月 3 日（金）
- 5 監査の着眼点
 - (1) 備品台帳が正確に整理され、備品の管理が適正に行われているか。
 - (2) 備品として購入されたものが有効に使用されているか。
- 6 監査の実施内容
事前に提出された備品台帳に基づき、備品の管理状況等を担当課長、職員の立ち合いのもと、現地に出向き保管場所の現況を台帳と照合し確認した。
- 7 監査の結果
 - (1) 聖海荘（長寿支援課）
備品の保管状況は、整理整頓が行き届き概ね良好な状態であることを確認した。
 - (2) 海のにぎわい館（産業観光課）
平成 24 年に購入した備品が大半であり、保管状況は整理整頓が行き届き、概ね良好な状態であることを確認した。
 - (3) その他
寄贈された備品について、財務規則の別表第 6 物品分類基準表 注 『「備品」とは、物品のうちその性質又は形状を変えずに、比較的長期の使用に耐えるもので、取得単価 1 万円以上(取得単価のない場合及び単価不明の物品等は、時価見積

価格)のもの。』と記載があるが、評価額の算定など困難な場合も考えられるので、台帳への登録の方法について再度検討し、長期に使用できるものは備品として台帳管理していくべきと考える。

以上